

## 「令和6年度おたねにんじん利用促進事業」業務委託仕様書（案）

### 1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、「おたねにんじん利用促進事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 事業の目的

会津地方での長い栽培の歴史を持つ「おたねにんじん」について、以下の事業を実施することにより、地元住民や観光客等の認知度を向上させるとともに、地元等での利用促進を図る。

- (1) おたねにんじんの認知度向上、販売促進に関する企画及びPR  
【担当部署：会津地方振興局】
- (2) おたねにんじんフェア【小売店】（以下「小売店フェア」という。）及び新たな需要喚起のための取組【担当部署：会津農林事務所】
- (3) 食育事業【担当部署：会津農林事務所】

### 3 業務内容

- (1) おたねにんじんの認知度向上、販売促進に関する企画及びPRの実施

#### 【内容】

地元住民や観光客のおたねにんじんに対する認知度向上を図り、販売促進につなげるための企画・催事及びそのPRを複数回実施すること。

#### 【企画・催事の例】

- ア 飲食店店舗等における、おたねにんじんメニューフェア等の開催
- イ 集客施設における、おたねにんじん商品の出店販売
- ウ おたねにんじんを用いた6次化商品の開発、販売
- エ おたねにんじん関連イベントの開催、おたねにんじん商品の出店販売

#### 【PRの例】

TV、新聞、フリーペーパー、SNS等を用いた効果的なPR

#### 【留意点】

- ア 飲食店店舗等が新たにおたねにんじんを用いて料理を開発する場合は、試作用に必要なおたねにんじんの調達経費は委託料から支出すること。
  - イ イベント等実施時期や場所、詳細な内容等については、甲（会津地方振興局）及び乙が協議の上、決定すること。
  - ウ イベント等において、販売促進のための試食等を行う場合は、感染症や食中毒等に十分留意して実施すること。
  - エ 広告の掲載時期や詳細な内容については、甲（会津地方振興局）及び乙が協議の上、決定すること。
  - オ イベント等を行う場所において、既におたねにんじん商品の販売を行っている者がいる場合には、十分な調整を図りトラブル等を防止すること。
- (2) 小売店フェア及び新たな需要喚起のための取組の実施

#### ア 小売店フェアの開催

#### 【内容】

家庭での会津産おたねにんじんの認知度向上や消費促進のため、地元消費者等が食材を購入する量販店や直売所等の複数箇所において、おたねにんじん及び関連商品を販売する小売店フェアを12月までに1、2週間程度、開催す

ること。

なお、販売箇所数は、おたねにんじんの生産量が少ないことを考慮した上で、供給可能な範囲とすること。

#### 【留意点】

- (ア) 販売場所等においては、おたねにんじんの調理法が分かるよう、甲乙協議の上でこれまでに考案した料理のレシピ等を添えること。
- (イ) 小売店フェアの実施を多くの人に認知してもらえようPR等を実施すること。
- (ウ) 販売数を増加させるため、マネキンの配置や会津おたね人参の非公認キャラ「おたねくん」を活用するなど、PR等について工夫を凝らし、販売促進を図ること。

### イ 会津管内の宿泊施設での活用等の検討

#### 【内容】

- (ア) 新たな需要喚起につながるよう3か所以上の地元宿泊施設と連携し、宿泊客等の夕食等におたねにんじんを利用した料理を提供すること。
- (イ) おたねにんじんを利用した料理を提供する宿泊施設の宿泊客に、会津地方でのおたねにんじん栽培の歴史や理解を深めてもらう取組を行うこと。

#### 【留意点】

- (ア) 宿泊者等に提供する食事メニューにおたねにんじんを用いた料理を1品程度組み込むこととし、メイン、サイド、デザート等のジャンルは問わない。  
なお、宿泊施設において、既におたねにんじんを利用した料理を提供している場合は、その料理の提供でも可とする。  
おって、料理の提供に当たっては、会津産おたねにんじんであることを宿泊客等に対してPRすること。
- (イ) 宿泊客等へ、おたねにんじんに関するリーフレットを配布するとともに、パネル等を活用することにより、おたねにんじんの理解を深めてもらう。  
なお、パネル等については、当該事業で作成したものと同一のものでも可とする。
- (ウ) 宿泊施設内でおたねにんじん加工品等の販売を依頼し、地産地消の推進を図ること。
- (エ) 料理の提供期間中に、おたねにんじんの理解を深めてもらうためのイベントや企画を合わせて実施すること。

### ウ 需要動向調査等

#### 【内容】

会津管内のおたねにんじんの年生別の生産状況やニーズについて分析し、おたねにんじんの集出荷、流通販売体制の仕組みづくりの一助とする。

- (ア) 小売店フェア等及び会津管内の宿泊施設での活用において、実施施設及び利用客を対象にアンケート調査を行い、おたねにんじんのニーズや求める商品等の需要を把握すること。
- (イ) アンケート調査の結果を資料としてまとめることとし、調査項目については、甲（会津農林事務所）と協議の上、決定すること。

#### 【留意点】

報告書の作成にあたっては、甲（会津農林事務所）と協議し取りまとめる。

### (3) 食育事業

#### 【内容】

会津管内の複数の小中学校において、おたねにんじんを利用した料理を学校

給食で提供し、子どもやその保護者に伝統的な食材への理解を深めてもらい、認知度向上を図る。

#### 【留意点】

ア 実施する小中学校や実施時期は甲（会津農林事務所）が指定し、小中学校との連絡調整や材料の手配等は乙が実施すること。

イ 学校給食での提供を希望する小中学校に対し、事前にレシピを提供するため、乙は会津大学短期大学部食物栄養学科「左ゼミ」（左一八教授）に「レシピ開発（3品程度）」及び「おたねにんじんに関するレジュメの作成」を依頼することとし、給食提供日の2か月前までに完成させること。

また、レシピ開発及びレジュメ作成に係る経費については、委託料の中から支出すること。

なお、レシピ開発後、甲（会津地方振興局）と協議の上、電磁的記録を提出すること。

ウ おたねにんじんの学校給食での提供を希望する小中学校から事前に材料の提供希望があった場合には、試作用材料を配布すること。

なお、おたねにんじんを利用した料理の給食材料代（試作用材料を含む。）は、委託料の中から支出すること。

エ 学校給食での提供の際、一部の小中学校に対し、マスコミによる取材を依頼するとともに、会津おたね人参の非公認キャラ「おたねくん」を活用するなど、工夫を凝らしたPR等を実施すること。

## 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届【別紙第1号様式】
- ・事業実施計画書（スケジュール等を含む）（任意様式）
- ・業務実施体制図
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届【別紙第2号様式】
- ・実績報告書【別紙第3号様式】
- ・収支決算書【別紙第4号様式】
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 5 成果品

委託契約書に定める成果品は次のとおりとする。

- (1) 小売店フェア等実施報告書
- (2) 需要動向調査等報告書
- (3) 新たな需要喚起のための取組に関する実施報告書
- (4) おたねにんじんPR作成物一式
- (5) SNS等での情報発信に関する実施報告書
- (6) 食育事業実施報告書
- (7) 開発したレシピの電磁的記録
- (8) その他、甲が必要と認めるもの

## 6 委託料の概算払

委託契約書の規定に基づき委託料の一部又は全部を概算払することができる。

## 7 留意事項

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、すべて甲に帰属するものとする。
- (2) 本業務として作成した各種コンテンツは、甲や関係する団体における二次利用又は広報物への掲載等を行う場合がある。  
なお、二次利用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、各種コンテンツの制作等に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。